

## 経済常任委員会 審査順序

- 委員並びに職員紹介
- 付託議案について

議案第72号 令和7年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 5款 労働費 6款 農林水産業費 7款 商工費	全部 1項 農業費 全部	

議案第78号 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 八戸市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 閉会中の継続調査について
- 委員派遣について

[経済協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸市公会堂空調熱源設備更新工事請負契約の締結について

○ その他

- 1 各種審議会等委員の推薦について
- 2 協議会で報告を求めたい事項の取扱いについて

議案第 78 号

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の  
特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る基本計画の同意日の期限を延長するためのもの。

2 改正の内容

固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る「基本計画の同意日の期限」を、下表のとおり延長する。

改正後	改正前
令和 <u>10</u> 年 3 月 31 日まで	令和 <u>7</u> 年 3 月 31 日まで

※ 課税免除の対象となる施設の設置期限について、本改正により、令和 10 年 3 月 31 日まで延長するもの。

3 施行期日

公布の日

## 八戸市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について

## 1. 改正の理由

八戸市農村環境改善センター瑞豊館にエアコンを設置したことに伴い、使用料に冷房料を加えるためものである。

## 2. 改正の内容

条例別表中、使用料を定める項目に「冷房料」を加える。

改 正 案	現 行
別表（第 6 条関係） （表は略） 備考 1 （略） 2 暖房料、冷房料、燃料費及び附属 設備使用料は、市長が定める額とす る。 3～5 （略）	別表（第 6 条関係） （表は略） 備考 1 （略） 2 暖房料_____、燃料費及び附属 設備使用料は、市長が定める額とす る。 3～5 （略）

※ 参考；冷房料の予定 1 台 1 時間あたり 130 円（地区公民館と同額）

## 3. 施行期日 令和 7 年 7 月 1 日

## 八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する条例の制定について

## 1. 改正の理由

農業経営振興センター内の多目的研修室等に冷房設備を導入したことに伴い、使用料に冷房料を加えるためのものである。

## 2. 改正の内容

条例別表中、市長が別に定める使用料の「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

改正案	現行
別表(第7条関係) 使用料 (表は略) 備考 1 (略) 2 <u>冷暖房料</u> は、市長が別に定める。 3~6 (略)	別表(第7条関係) 使用料 (表は略) 備考 1 (略) 2 <u>暖房料</u> は、市長が別に定める。 3~6 (略)

## ※参考(予定)

冷暖房料 (1時間あたり)	多目的研修室	270 円	(88.2 m <sup>2</sup> )
	小会議室	140 円	(46.8 m <sup>2</sup> )

## 3. 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

令和7年6月17日

八戸市議会議長 藤川優里様

経済常任委員長 高橋正人

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の件について閉会中もなお継続調査するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### ○ 経済常任委員会（調査事項）

件名	期間	理由
1 商工業、産業振興及びまちづくり等に関すること。 2 観光、文化及びスポーツ等に関すること 3 農林・畜産業及び水産業等に関すること 4 市場運営等に関すること 5 その他経済常任委員会の所管に属する事項に関すること	委員任期中	調査のため

八戸市公会堂空調熱源設備更新工事請負契約の締結について

- 1 工 事 名 八戸市公会堂空調熱源設備更新工事
- 2 工事場所 八戸市内丸一丁目1番1号
- 3 工事概要 八戸市公会堂空調熱源設備更新工事一式  
冷温水発生機、冷却塔、付帯する冷温水ポンプ・配管類・自動制御関係設備の更新
- 4 契約期間 契約締結の翌日から令和8年11月30日まで
- 5 契約額 332,970,000円
- 6 契約者 サカモト・北奥・階上特定建設工事共同企業体  
(代表者) 八戸市小中野二丁目4番12号  
株式会社サカモトアクエア  
代表取締役社長 坂本 俊也  
(構成員) 八戸市城下四丁目24番7号  
株式会社北奥設備  
代表取締役 北向 秀幸  
(構成員) 八戸市大字妙字花生35番地2  
株式会社階上設備工業  
代表取締役 階上 文男

参考 八戸市公会堂空調熱源設備更新工事について

(1) 施設概要

① 名称	八戸市公会堂	八戸市公民館
② 所在地	八戸市内丸一丁目1番1号	
③ 竣工年月	昭和50年4月	昭和52年3月
④ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
⑤ 階層	地上4階 地下2階	地上3階 地下2階
⑥ 建築面積	4,624 m <sup>2</sup>	1,560 m <sup>2</sup>
⑦ 延床面積	9,538 m <sup>2</sup>	4,681 m <sup>2</sup>

(2) 工事スケジュール

時期	内容	所要期間
令和7年7月から 令和8年4月まで	○ 冷温水発生機（2基）の製作 ○ 冷却塔（2基）及び屋上・機械室内の付属 ポンプ・配管設備の更新工事	約10か月
令和8年5月中旬から 7月中旬まで	○ 空調ダクト及び冷温水ポンプ保温材用アス ベストの除去作業	約2か月
令和8年7月下旬から 11月末まで	○ 冷温水発生機（2基）及び付属ポンプ・配 管設備の更新工事	約4か月

(3) 工事に伴う休館

休館期間 令和8年6月から11月までの6か月間

休館施設 八戸市公会堂ホール及び公民館ホール

※ただし、公会堂2階小会議室、公民館1階講義室及び会議室4、公民館2階会議室1～3及び和室1・2は除く。

## 八戸市農業再生協議会会員の推薦について

名称	任期	新会員の氏名 (役職名)	旧会員の氏名 (役職名)	根拠法令等	担当課
八戸市 農業再生 協議会	推薦の日から 任期の定めなし		久保 百恵 (経済・委員長)	○八戸市農業再生協議会 規約 第5条 協議会は、次に掲 げるものをもって構成 する。 (10) 八戸市議会	農 林 畜産課

# 常任委員会の所管事項について

## 1 総務常任委員会

- (1) 危機管理部、総合政策部（他の常任委員会の所管に関する事項を除く。）、総務部、財政部、議会、選挙管理委員会、監査委員及び出納室の所管に関する事項
- (2) 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 消防に関する事項
- (4) 他の常任委員会の所管に属しない事項

## 2 経済常任委員会

- (1) 商工労働まちづくり部、観光文化スポーツ部及び農林水産部の所管に関する事項
- (2) 農業委員会の所管に関する事項

## 3 民生環境常任委員会

- ・ 福祉部、こども健康部及び市民環境部の所管に関する事項

## 4 建設企業常任委員会

- (1) 建設部及び都市整備部の所管に関する事項
- (2) 市民病院の所管に関する事項
- (3) 交通部の所管に関する事項